主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池内善雄の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

同第一点について。

事実審の裁判官が、法律によって定められた普通の刑を法律において許された範囲内で量定した場合において、それが被告人の側から見て過重な刑であるとしても、これをもって所論のように憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」ということのできないことは当裁判所の屡々判例とするとおりであって、論旨はその理由がない。(昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月三〇日大法廷判決参照)

同第二点について。所論は刑訴四〇五条所定の上告理由にあたらない。なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。よつて、刑訴施行法 三条の二、刑訴四〇八条により、裁判官全員一致の意見を以つて、主文のとおり判 決する。

## 昭和二六年八月九日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	引	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介